

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認
- ・ 議題とした調査事件3件については、主に、内容や今後の進め方について説明を受けるため、それぞれ、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）

1 調査事件

(1) 函館市病院事業経営における今後の対策について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、6月17日付で資料が配付されている。
- ・ 理事者の入室を求める。

（病院局 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、資料について説明をお願いします。

○病院局管理部経理課長（熊木 武）

- ・ 資料説明：平成30年度 函館市病院事業の経営実績（令和元年6月17日付 病院局調整）
- ・ 最後に6月17日に開催した函館市病院事業経営改革評価委員会の議事概要の報告をさせていただく。この評価委員会は、改革プランの取り組み状況の点検・評価を行うほか、改革プランの内容の変更について審議するために設置しているもので、概ね四半期毎に開催し、公認会計士や医療法人の理事長など外部の委員の方々から意見をいただいているところだ。今回の評価委員会では、今説明した資料について事務局から説明したのち、各委員から質問、意見をいただいた。その主なところとしては、病床利用率が高く、がんばった成果が出ている。特にがんばった職員を表彰することも改革には重要である。赤字という意識がこびりついてきたが、やればできるという意識改革になったのではないか。ITの利用に関する取り組みはどうなっているのか。などといった発言があり、病院局長や院長等から、がんばった職員に対し、インセンティブをつけることを検討している。今回の結果に対して、職員一同達成感を持っていると思う。ITの利用に関しては、ベッドサイドで記録ができるよう端末を増やして試験を始めるところである。などといった趣旨の説明がされた。この当日の議事概要は毎回評価委員会開催から概ね1ヶ月を目途に病院局のホームページにアップすることとしており、今回は今月17日を目途にアップするべく作業を進めているところだ。アップでき次第皆様に御連絡させていただくので、よろしくをお願いします。私からの説明は以上だ。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいまの説明について、各委員から何か発言あるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 民生に戻ってきたが、ちょうど私が民生にいた頃は赤字で赤字でどうしようかと大変な委員会だった。

たが、今回は黒字ということで相当がんばっていただいたと思う。その相当部分は職員の給与カットということで職員は本当に大変な思いでがんばっていると思うが、医療の現場は本当に言うまでもなく命を預かっている現場なので、大変だと思うし、今回給与を削減したというか、手当を削減したというあたりで、その中でもがんばってきたということでは、函病の職員の皆さんに私は敬意を表したいと思っている。

- ・ 材料費のことをずっと私はこだわってきた。4年前は患者数が増えれば材料費も増えていくということで、その要因としていろいろ、血液製剤のことだとかいっぱいあったが、今回は外来数が増えて、リハビリの患者も増えているということだが、外来数が増えて、入院数も増えているにもかかわらず、材料費が減ったというあたりの努力というのはどういうことだったのか。

○病院局管理部経理課長（熊木 武）

- ・ 外来患者数が増えている理由をまず説明させていただきたいと思うのだが、純粋な外来患者が増えているということではなく、入院中の患者さんがリハビリのために外来に来ているという状況で増加になっているもので、これは直接的には材料費の増加には影響しないものと考えている。もう一方、入院の患者数も増えているが、材料費がそれほど増えていない原因としては、平成30年度から市内の民間病院も参加している共同購入組織に加入し、安価な材料への切り替えが進んだほか、購入価格の引き下げにも取り組んでいることが材料費が減少した要因の一つであると考えている。またもう一つ、職員の経営に対する危機意識の向上により、使うものや使う量、それから使い方に職員が意を用いていることも材料費の減少した要因ではないかという具合に考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 職員の危機意識ということで、先ほどの説明の11ページで言うと、民間の病院の材料費が27.5%のうち、市立函館病院は32.9%ということで、まだまだ材料費が上回っているということで、そこら辺は努力していただきたいと思う。先ほど評価委員会の説明もあったが、評価委員会の直近の記録をインターネットで見えてきたのだが、それぞれの部局の業務改善を今後必要だと委員会の中でも出ているのだが、そこら辺はどのように今後進めていくのかまずお聞きしたいと思う。

○病院局事務局長（大島 俊宣）

- ・ 業務改善のことについてのお尋ねだが、今現在患者数も増えてきているという部分では、病棟業務も以前よりも大変になってきている部分もあり、昨年だが大学病院の看護関係の方に看護業務を見ていただき、そこで何点か指摘を受けている。今現在、例えば病棟での持参薬の関係とか、そのような部分をどうにか業務の改善をできないかという取り組みをしている。今後もそういう形で、私たちがだけではなく、他の方から見ていただいたものも参考にしながら改善に努めていきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。私も身内が入院したときに、3回同じことを聞かれた。1階の問診のところで聞かれて、入院してすぐクラークの方から同じ質問されて、担当の看護師からも聞かれて。3回同じことを言ってるというあたりでは、先ほど端末もいろいろ考えていきたいということなので、1つのデータを皆さんで共有できるようにできれば良いのではないかと思った。業務改善をこれからさらに進めていって、業務改善というのは患者さんに対してサービスを低下させないように、職員の働きかたも改善で

きるように、そういう意味で是非業務改善していただきたいと思っている。

- ・ 先ほどの説明の中の職員の給与の削減は、今年度 — 2019年度は行わない方針で、確認されているのか。そういう計画を立てているということ为先ほど報告があったが、そういう押さえでいいのか。

○病院局管理部経理課長（熊木 武）

- ・ 給与カットについてのお尋ねだが、令和元年度については、給与のカットは職員のモチベーションの維持や医師の確保などさまざまな問題点があることから実施しないこととしている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。是非、職員の給与カットなしでも黒字になれるようにがんばっていただきたいとエールを送っておく。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退出願う。

（病院局 退室）

- ・ 議題終結宣言

(2) 函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインについて

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、6月28日付で資料が配付されている。
- ・ 理事者の入室を求める。

（市民部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、資料について説明をお願いします。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 市民部から初めに「函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン」の策定の目的について説明申し上げる。西旭岡町で発生した殺害事件のあと、昨年町会によって防犯カメラが設置されたほか、昨年新潟で発生した女子児童殺害事件などにより、全国的に犯罪の未然防止が期待される防犯カメラの設置の機運が高まったところだ。防犯カメラは犯罪の防止や事件の解決に有用ではあるが、その一方でプライバシーを侵害する恐れがあるという側面があることから、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の周知を図るため、これから設置を考えている、また、既に設置している事業者などに向けてガイドラインを策定したものだ。この後、ガイドラインの内容の説明については、担当課長から説明させていただく。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 資料説明：函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインについて（令和元年6月28日付 市民部調整）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいまの説明について、各委員から何か発言あるか。

○藤井 辰吉委員

- ・ パブリックコメントもとられて、土台に上げたということなのだが、これはガイドラインを定めてはいるが、特段このガイドラインに従わなかった場合に発覚というか、どこから情報が入った場合は、何か対応というのとはとられるのか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ ガイドラインは法的拘束力や罰則を持たないもので、あくまでも設置者にガイドラインに沿って設置運用を図るようお願いするものだ。もし御相談があれば、あくまでもお願いするという立場でいきたいと思っている。

○藤井 辰吉委員

- ・ 内容を拝見したところ、これまで防犯カメラあるいはそれに準ずるもの。その中で「犯罪防止が副次的な目的」という表現があるが、これは設置する方の目的が、防犯カメラというものに関する意識というものがまちまちなものだからこそ、ガイドラインを定めるというようにされたと思うのだが、犯罪抑止という目的が1つ。あとその他よくあるのが、例えば田畑での獣害とかを監視する目的、あるいは、ニュースになっている近隣のトラブルの証拠を残すため、真向かいの家の人がものすごく日常に支障が出るような攻撃とかバッシングだとか迷惑行為をしてくるというものがある中で、このガイドラインというものが例えば函館市はこう定めます、こういうようななるべくルールに従っていただけたらな、というような表現でガイドラインは出てくると思うのだが、その際に先ほど私が申し上げたいような設置例がある中の4つ目とか、例えば近隣のトラブルに関するものというのは、画像は警察とかに相談するための証拠にもなり得れば、ニュースにも、ワイドショーとかそういうものに、取り上げられているように、画像の活用の仕方というのは結構ばらつきがあると思う。あともう一つ気になったのは「画像の保存期間は、原則1ヶ月程度とし、不必要な画像は保存しないでください」という項目があるのだが、こちらに関しても1ヶ月を超えたら必要なくなるかどうかというのはまたそれぞれ設置している人たちの意図にもよってズレが出てくるかと思うので、このガイドラインがどのくらいの本気度で示されるのか気になるところだ。あってもないようなものというような捉え方をするのか、それともせっかくなつくたんだから、まさしくこれに準じたような運用を皆さんにも協力いただいて、その上で函館市内全域の犯罪抑止とかにも繋がればな、という願いを込めてなのか、ガイドラインの策定意図を市民にうまく周知できるようにしていただけたらなと思う。意見だけになったが、以上だ。

○浜野 幸子委員

- ・ 私、改選前の議会で防犯カメラの防犯に関する事で、当時は決して設置についていい答弁ではなかった。それはやはり、全国的に犯罪に結びついたり、プライバシーに基づくものがあって、なかなかという、きちんとした回答がなかったのが、今回こういうガイドラインができた。大変良いことであるが、あくまでもこのガイドラインに則って、これからもっと設置しなければならない場所もたくさんあると思う。それと今、藤井委員が言ったように保存期間が1ヶ月ということに対して、これを

どのようにしていくか。札幌などは、この件についてもう一度見直して、設置場所を理解して住民と意見交換をして設置場所によって少し長い期間置くとかいろいろ工夫しているのが現状であって。そういう中でこれが今回、提案されて、決して悪い事ではないんですけど、こういう周知について、また新たな場所の設置について、どのようにして今後、行政と設置者、そしてこの管理住民との連携を図るか。その辺ちょっと教えていただきたい。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラの設置、それに関するガイドラインの市の考え方についてのお尋ねだが、先ほどの説明にもあったが、昨年の新潟の事件以降、防犯カメラの必要性、有用性というのは全国的に機運が高まってきているところだ。その中で、一方で先ほどのプライバシーの保護という不安が同時に並行して意識されるものであることから、函館市としては、まずこのガイドラインを設置して市民のプライバシーを考え、防犯カメラを設置するという部分を定め、市民の防犯カメラに対する不安、それから理解というものを進める上でもこのガイドラインが必要と考え、設置したところだ。先ほどのいろんな場面での防犯カメラというのはあるかと思うが、すべての部分をこのガイドラインで網羅できているものではないが、まずは基本の考え方ということで、設置させていただいた。

○浜野 幸子委員

- ・ ガイドラインをつくることによって市民に周知をして、これが一歩だ。この一歩の中で1ヶ月とか、やはりプライバシー。この件については、そういう面についてしっかりしたものをしていただかなければ、せっかくつくったガイドラインでもやはり不安を持つ人がたくさんいる。この文章を読んで、きれいではあるが、このとおりにいくかどうか疑問があったものでお聞きした。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラの有用性に関して、先ほどの事件もそうだが、児童の通学の見守りだとか、いろんな方面がある。設置について検討する中で、このガイドラインがあることによって、市民理解もしくは不安を払拭するというものに役立っていければと考えているので、この部分の周知、それから防犯カメラの設置についての検討というものに役立ってほしいと考えている。

○吉田 崇仁委員

- ・ お尋ねしたいのだが、このガイドラインの中で「秘密の保持」という6番目に入ってますよね。この「管理責任者」および「取扱担当者」は、防犯カメラの画像および画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません」と。「このことは、「管理責任者」および「取扱担当者」の職でなくなった後においても同様とします」と書いているのだが、この管理責任者というのは、どういう方々がふさわしいと行政では考えているのか聞きたいなと思っている。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 管理責任者はどういった人物がふさわしいのかというお尋ねだが、例えば施設であれば、その管理者がそういう人物にふさわしいというふうに考えている。

○吉田 崇仁委員

- ・ それが問題だ。言っただけはなりませんというが、罪にはならない。ガイドラインでの「秘密の保持」はこうですと。本来であればこういう管理責任者というのは、その施設の担当者ではなく、それぞれ

の地域の町会長とかある程度のふさわしい方々のほうが秘密が保持できると感じている。今、なかなか役員のみならず手不足であり、町会も、だれでも当てつけにやっている。そもそも知らなかったと。べろべろ言っちゃったと。大変なことになる。これはあくまでも秘密を遵守してくださいということなので。なのでこれは私、管理責任者というのはある程度の長を求めべきだなと感じる。そうでなければ秘密の保持はあたっていけないのではないかな。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラに関する管理者の位置づけについてだが、先ほど御答弁申し上げました管理者という部分は施設の管理者、つまり長という意味で、例えばコンビニエンスストアだとかそういう店舗の場合は、そこで一番長の者、管理できる者という意味だ。
- ・ また、町会等で設置した場合には、防犯カメラの管理、データというものは多くの人間が触れずに、管理できる者を最小限に留めるべきだとも考えるので、そういう意味では吉田委員が発言したとおりの考え方で市のほうも考えている。

○吉田 崇仁委員

- ・ 会からのカメラの要望が多く、組合も盗難事件になったら大変って言っている。警察官が毎度巡回しているが、犯罪者というのは賢くて、警察官がパトロール終わった後に、夜の何時に回るということを、ちゃんと知ってからやる。知能犯と言うのか。やはり防犯カメラというのは必要だと言うのだが、ただ私が心配するのは、この管理責任者が知識のある方だったら良いのだが、その施設を担当、例えば漁港を担当しているだれだれさん、だれだれさんとべらべら言うてしまうといろんなプライバシーの問題にもかかわるし、ある程度組合長なり町会長なり、または、コンビニだったらコンビニの団体なりにある程度管理責任者というものをお願いしたらいかがなものかなと感じる。だれでもいいというわけにはいかないんじゃないかなと感じていて、その点もう一度深く答弁いただければなど感じている。確かに防犯カメラの必要の時代だ。全部防犯カメラで犯罪者が捕まっている。いいことなのだが、このプライバシーに関しては、もうちょっと詰める必要があるんじゃないかなと感じる。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラに関する管理者の位置づけについての再度の質問だが、先ほど答弁申し上げたとおり、やはり防犯カメラについては、個人のプライバシーの保護という観点が両方で存在するものなので、その管理については、不特定多数だとか複数の方とはならないように、配慮が必要なものと考えている。

○小山 直子委員

- ・ 今話を聞いて、犯罪の防止だったり、捜査への有効性ということはあるが、プライバシーの保護のためにこのガイドラインが必要だったということで、作成に進んだという意図はわかった。それでこの防犯カメラについて、市のほうでは設置したところ、どこに設置してありますとかというある程度の把握というのはされているのか。設置者が市のほうに申請する義務というのはあるのか。それとも防犯カメラはそれぞれの団体だったり、管理者だったりの責任のもとで設置されていて、市のほうとしては、市にある台数だったり設置場所というのはいまだにまったく把握していないのかどうかをお聞きしたいと思う。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 市内に設置されているカメラの設置台数等についてのお尋ねだが、本市としては、各事業所と、コンビニを含めて、どの程度の設置台数があるかということについては把握していない。また、設置する場合の、届け出、報告についても、このガイドラインではそこまで求めていないものだ。あと、その市内における設置の状況についてだが、おおまかには、例えば函館駅前と五稜郭地区にある商店街振興組合のほうだが、これについては40台と聞いている。函館バス株式会社では、函館駅前の販売所の案内所の屋上に2台設置されているということ。また、車両に搭載するドライブレコーダーについてもタクシー会社や車両や電車、バスなどにも搭載されているということは聞いている。

○小山 直子委員

- ・ 把握していない中でこのガイドラインを出したということは、本当に善意でこのガイドラインに沿って御協力くださいというだけのものなのだなということで、先ほどの説明にガイドラインだから罰則もなく、法的拘束力ありませんということなので、本当に皆さんにお願いをして、よくよく御理解をいただかないとなかなか難しい問題なのかなと思う。市のほうでせっかくこのガイドラインをつくりましたので、設置表示をしてくださいね、だとか、保存期間1ヶ月ですよとか、いくつかのお願いというか基準が書かれているのだが、その基準に沿っているかどうかという、権限はないと思うのだが、市として把握されているところ、あるいはコンビニの協力だとか、そういうところでちゃんと表示があるのか、とかというチェックをしようというお考えはあるのか。

○くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 防犯カメラが設置されているところのガイドラインに沿った形で表示等されているかどうかについてのお尋ねだが、かなり膨大な数に上る事業者が、設置されているという状況を鑑みると、なかなか1件1件歩いて指示どおりにされているかどうか確認するのは今の段階では困難な状況ということで考えている。

○小山 直子委員

- ・ 1件1件調査というのはそれは無理だなと思うが、市で把握されている部分は、適切に把握されていますということをちょっと報道するだけでも他のところの方々も意識を少しきちんとするのではないかなと思う。そういう御協力をいくつかのところにはお願いすることも重要じゃないかと思う。
- ・ 今、委員の皆さんからプライバシー保護の問題のところ心配ということで、このガイドラインの後ろのほうに申請書券記録簿をこういうような形で書類をつくりましょうというようなことが例として出されているが、これは許可をするしないというのは、先ほどの吉田委員のあれですけど、管理者が御自分の範囲で提供しないというのは決めれるということか。それとも提供するときには一応市にもお知らせくださいね、御相談くださいね、というところまで言っているのか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 「防犯カメラの画像等の利用および提供申請書兼記録簿」の関係についてのお尋ねだが、これを提出するかしないかの判断については、設置した責任者の方の判断によるものと考えている。ただ、こうした場合どうしようかという点でわからない点があれば、市のほうに御相談いただければと思っている。

○小山 直子委員

- ・ ということになると、希望者だけでもいいのだが、やはりガイドラインについての研修というのか、説明会みたいな、そういうものを開いてある程度御理解をいただかないと。はい、つくりました、と市のホームページでこういうものを出しています。と言ってもなかなかそのあたりのチェックというのは難しいものになるのかなと思う。この周知についてどのようにお考えなのか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ ガイドラインの周知についてのお尋ねだが、既に市のホームページのほうにはガイドラインを掲載しているところではあるが、今後「市政はこだて」への掲載、また町会連合会や商工会議所などを通じて、市民への周知を図ってまいりたいと考えている。

○小山 直子委員

- ・ ホームページだったり、広報誌だったりというのも周知の方法だが、質疑応答があったりしながら深めていただくというのも一つの方法だと思う。ですから、商工会議所の会議の場だったり、いろいろな場面へ出向いてこういうガイドラインつくりましたので、こういう目的ですよ、こういう御心配が市民のみなさんにはありますから、きちんと御協力お願いします。というそういう活動をしっかりとさせていただきたいなということをお願い申し上げて終わる。

○道畑 克雄委員

- ・ 今皆さんからいろいろと話があり、構造的な部分の話をお聞かせいただきたいと思うのだが、文字通りプライバシーの問題があるということで、皆さん懸念しているわけで、監視カメラの問題というのは2012年には日弁連から法律で規制すべきだ、みたいな話も出ているくらいで、相当難しいというのか、そういう問題だなと思うのだが、ガイドラインを策定しなければならないという義務というのか。例えば防犯カメラに関してなにか規制するとなった場合は自治体の業務となるわけか。その辺どのような構造になるのか。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラに関するガイドラインへの自治体が負う義務についてのお尋ねだが、まず市町村を初め、自治体が負う義務というもの、ガイドラインを設置しなければならないという義務は法定上ない。ただ今回のガイドラインというのは先ほども説明したとおり、不安の払拭。それから理解というものも含めて、ガイドラインを設置したところだ。

○道畑 克雄委員

- ・ 市に聞くのはどうかと思うのだが、例えば個人情報の保護の観点で当然カメラに限らないが、正式な形でなかったりだとか、あるいは悪意を持って、とかということで漏えいさせたりだとか。当然個人情報保護法でもって規制されていて、それで取り締まられるということになるのだと思うが、そのものと、このガイドラインとの関係というのか。それについてどういう理解をすればよろしいか。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ プライバシーを含めた個人情報の保護、それを侵害された部分とガイドラインの位置づけについての質問だが、ガイドラインでは個人情報の侵害、それからプライバシーの保護という部分について、プライバシーの保護という部分は方針を定めているが、侵害のところの基準まで定めているところで

はない。

○道畑 克雄委員

- ・ とすれば当然ガイドラインのあるなしに関わらず、そういったことがもし起きれば、それは当然官憲等によって、もし刑事事件みたいな話になればそれはそれで取り締まられたりということはあるのだと思うのだが、私の受けとめだが、そうした取り締まりというよりは適切に使ってくださいねということのガイドラインだと思う。ただ、今の個人情報保護法の関係で直接リンクしないのであれば条例で定めるという方法もあったのではないかと思うのだが、その点についてはいかがか。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 今回はあくまでこれからの防犯カメラの設置に向けてのガイドラインということで設置したところであり、個人情報の保護という部分で改めて条例設置については現在のところ考えていない。

○道畑 克雄委員

- ・ 設置される側のいろいろな事業者さんは、つける場合には当然プライバシーの保護はしなければならぬし、悪用したりですよ、そのことはダメですと。ガイドラインのあるなしに関わらずそういうことになると思うのだが、それはガイドラインのあるなしに関わらず規制はされるわけけれども、より適切に運用していただくために市で市民の不安だとかを解消する、適切に運用してもらおうということを目的にこれをつくることにしたと。条例で定めないというのは、例えば先ほど話に出たが、カメラを設置した場合には届け出をなさいだとか、市でそこまで規制を図るとかという趣旨ではないという、そういう理解でよろしいか。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 道畑委員からの質問のとおり、個人情報の保護、それからプライバシーの侵害。例えばだが、そのデータを悪用した、プライバシーを侵害する、というのはそれは法で裁かれるべきものであるので、その前に、市としては防犯カメラ設置についての考え方という部分を定めたところだ。

○道畑 克雄委員

- ・ そうすると要望的な側面というか、適切に運用してもらうことによってそういったことにならない。まあ、それは結果の問題だが、こういうふうに適切に運用していただかないとならないものですよということを知らしめるという、そういう目的なのかなと受けとめた。
- ・ もう一つは、対象になるカメラについて、ガイドラインの「はじめに」の2で書かれているが、「不特定多数かつ多数の人が利用する特定の場所に継続して設置される画像を記録する装置を備えたものをいう」ということで、先ほど課長が答弁していたが、例えば商店街の振興組合でつけられているカメラだとか、そういったものと。例えばだが、先ほど藤井委員が話されていたが、個人の家でつけるという話になって、周りが当然映り込むわけだ。そういった部分というのはガイドラインでいうところの防犯カメラの対象になるのか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 個人で住宅に設置しているケースでは、住宅の敷地内を撮影する目的で設置されていると思われるので、そこで不特定多数かつ多数の人が出入りが想定されるかということ、該当にはならないのではないかと考えている。ただ、一般公道が映り込むということが想定されるようであれば、この定義して

いる防犯カメラに該当するので、該当するかどうかもし心配であれば、市に相談いただければと考えている。

○道畑 克雄委員

- ・ どこについているカメラでもつけている人はきちんと責任を持って適切に運用してもらうのは当たり前の話だろうと思うが、先ほど小山委員からもどのように周知をするのかという話が出ていたが、書かれている配慮すべき事項や、そうしたものはここに書かれているとおりでであろうと思うが、いかにこれを知らせるかということで、先ほど去年の事件等があって防犯カメラをつける機運が高まってという話もあったが、早い自治体ではもう10年以上くらい前からつけて、実態調査とかも行った上で、防犯カメラも台数どのくらいあるのかも把握をしてという、そういったプロセスを踏んで、ガイドラインを決めて、さらにそれは、決めたあとに何年かに一回現状の調査もしたりとか、そういったこともやっている自治体もあるようだ。ほかの自治体を調べてみたら、札幌市の例だが、ガイドラインのパンフレットをつくったりしている自治体もある。先ほど「市政はこだて」で、という話だとか、町会を借りてだとかあったが、直接的に見ようという意識を持って見ないとなかなか目に触れる機会もないかなと思うので、特に先ほど言った事業所さんもちろんだが、個人の方、あとは今はアパート、マンションでもついてるところが増えてきているので、是非そうした方たちには意識を持ってきちんとカメラの適切な運用を、図られるような方法というのを講じていただきたいなど。要望になったが、そのことを最後に申し上げて終わる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今皆さんの意見を聞いていて、私もほかの委員会のほうでも予算で、防犯カメラを希望しますか、希望しませんかというところで、例えば保育所の虐待問題に関して防犯カメラをつけるとかつけないとかということで、希望をとって、予算化されているところもあるのだが、先ほどこのガイドラインの周知方法についていろいろ意見が述べられていたが、函館市が予算をつけて、防犯カメラを設置したということに関してはこのガイドラインはもちろん配られると思うが、そこら辺はどうか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ この度のガイドライン策定にあたって、各市の関係部局には通知させていただいたところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今後、公共施設での防犯カメラの設置ということを踏まえて、このガイドラインができたのか。そこら辺の考え方はいかがか。

○市民部くらし安心課長（阿部 司）

- ・ 当ガイドラインは特に対象を問うていないので、すべて、市、国、道に関してもこのガイドラインが適用されると考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ プライバシーの保護という観点でガイドラインをつくったということで、わかった。そうであるならば、防犯カメラはいろんなところで買える。通販でももちろん買えるし、電器屋さんでも買える。個人でつけるところも多いので、先ほど商工会議所の方たちにも協力をいただくということだが、そういう販売しているところにも、函館市はこういうガイドラインができましたので、このガイドライ

ンに沿って、プライバシーの侵害のないような設置をしてほしいというような、そういうものを配るとか、1件1件は無理かもしれないが、そういう努力は必要かなと思うが、どうか。

○市民部長（本吉 勲）

- ・ 防犯カメラに関するガイドラインの設置については、防犯カメラの犯罪抑止効果の有用性ととも、プライバシーの保護という観点を理解していただき、また、不安を払拭するために設置したものであり、この内容については、先ほど質問があった、会議所含め、事業者、そういう設置が考えられるところについての周知というものには今後も努力してまいりたいと考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退出願う。

（市民部 退室）

- ・ 議題終結宣言

(3) 福祉コミュニティエリアの状況について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、6月7日付で資料が配付されている。
- ・ 理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、資料について説明をお願いします。

○保健福祉部長（大泉 潤）

- ・ 福祉コミュニティエリアの状況について説明するが、今回は委員会の改選後初めての説明となるので、先にこれまでの経過を説明申し上げる。福祉コミュニティエリア整備事業については、平成27年3月に基本構想を策定し、プロポーザルを実施したのち、平成28年3月に医療法人社団善智寿会を代表法人とするグループを開発事業者に決定し、生涯活躍のまちとして日本版CCRCを実現するため、平成28年8月に国から地域再生計画の認定を受けているところである。また、福祉コミュニティエリアの施設整備については、平成30年4月のオープンを目指し、施設整備が始まったが、一部の高齢者施設については、大雪の影響などにより工事が遅れ、一時休止をしたが、平成30年6月から運営を再開しているところである。前回の報告については、今年1月29日の民生常任委員会委員協議会において、福祉コミュニティエリア整備事業に関する法人の全体会議、高齢者施設の入所状況などについて説明したが、その後の福祉コミュニティエリアに関連する状況について、今回資料にまとめたので、説明申し上げる。
- ・ 資料説明：福祉コミュニティエリアの状況について（令和元年6月7日付 保健福祉部調製）
- ・ 理事の件に関して、直近の状況であるが、6月27日付でさらに理事が変更しており、山本氏の辞任

に伴い、中林前副市長が就任している。

- ・ 直近の7月1日現在の入居状況であるが、ベルソーレが1名減の68人となっており、それ以外の施設の入居状況は6月1日から変更はない。
- ・ 資料の説明は以上だが、福祉コミュニティエリアについては、各施設がオープンしてから1年が経過し、介護施設や多世代交流センターなど主要施設の運営が本格的に始まり、福祉コミュニティエリア内では、宅地の分譲も進んでいるほか、ツルハドラッグなどの商業施設がオープンし、スーパーマーケットの工事が始まるなど地域のにぎわいが生まれようとしているところである。市としては、コミュニティエリア内の高齢者施設の運営について、今後とも指導・助言を行うとともに、多世代交流センターはより多くの方に利用していただけるよう運営法人と協議をしていく。今後も、エリア全体がより活気にあふれた地域となるよう、引き続き関係機関と連携の上取り組んでまいりたい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明について、各委員から何か発言あるか。

○藤井 辰吉委員

- ・ 私は民生に来たのは初めてなので、詳しくはないが、情報提供として口頭で情報をいただけたらと思うので、まとめて申し上げる。1つ目は、5月1日現在の宅地の状況が101区画中36区画が売却済とあるが、予定というか、計画上というか、順調であるかどうかというのを伺いたい。2つ目は、サービス付き高齢者向け住宅が運営困難になったということで、「福祉コミュニティエリア内の広域型特別養護老人ホームや」となっているのだが、福祉コミュニティエリア内の老人ホームに移った具体的な人数が何人であったのか教えていただきたい。3つ目は、私の知識不足であるが、函館みらい会の広域型特別養護老人ホームベルソーレの職員数なのだが、こういった施設の職員数のカウントの仕方は、専属の職員数だけなのか、それとも他の施設にも行ってる職員数も1人としてカウントされるのかどうか教えていただきたい。最後4つ目は、現在、2つのサ高住が閉鎖となっているが、今後、どうなって、どうすべきであるかという話し合いが、これまでの民生委員会で話されているのかどうか、見通しについて教えてほしい。

○保健福祉部地域包括ケア推進課長（小棚木 大輔）

- ・ 宅地の状況について申し上げる。宅地については全ての区画で造成が完了し、分譲を開始しており、順調だと考えている。

○保健福祉部指導監査課長（小松 浩）

- ・ サ高住の入居者がベルソーレに移った人数についてだが、9名と聞いている。また、施設と職員の配置の考え方については、基本的には、その施設に専属するといった形で職員が配置されることになっている。ただし、同一敷地内で施設の運営上支障が無い範囲では他の施設との兼務も可能であるという基準の考え方になっている。サ高住再開の今後の見通しについての質問かと思うが、事業者の方と話をしているが、現時点では、先方からは明確な答えはいただいている。

○藤井 辰吉委員

- ・ まず、1つ目の質問の答弁なのだが、区画の造成が順調かというよりかは、売却の方が順調かどうかを伺いたい。サ高住からの移動についてはわかった。職員数は、ダブルカウントもあるんだと受

けとめた。これはちょっと今後も見ていきたい。サ高住の再開については見通しが立たないとのことであるが、このままの状態でも、市としては、しばらくは仕方がないと思うのか、それとも、早急にサ高住はあったほうが良いと思っているのか、スタンスだけでも聞かせていただけたらなど。なので、造成ではなく、宅地の売却が順調かどうかとサ高住へのスタンスの2つをもう一度伺いたい。

○保健福祉部長（大泉 潤）

- ・ 宅地の売却については、他の造成や開発のときにどのようなスケジュールでどれくらい売却しているのかを把握しているわけではない。ただ、101区画中36区画が売却できているということは堅調ではないかと捉えている。また、これから11月のアークスグループのスーパーマーケットの開業により、相当利便性が高まることから、今後も順調な推移が見込まれるのではないかと考えている。続いてサ高住についてであるが、サ高住が現在休止状態になっているということについては、コンテ日吉という、いわゆる生涯活躍のまち——日本版C C R Cというものをさらに前に進める、もっと質の高いものにするという意味では、非常に憂慮すべき状態になっているのは間違いないことだと思っている。一方で、市と民間法人との関わりを踏まえる中で、函館市全体の要介護・要支援、困難を抱えている高齢者の方々に対して、全体のサービスが足りているのかいないのかということであれば、今、差し迫った問題があるとは捉えていない。いずれにしても、事業者グループの全体会議や地域再生協議会という場もあるので、様々な連携を通じて、コンテ日吉全体の向上に努めてまいりたい。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私は5年ぶりに民生常任委員会に復帰した。このコミュニティエリアの状況についてということで、社会福祉法人函館みらい会の理事なのだが、私の知っている名前があるのだが、山本真也氏は元教育長ということでよろしいんですね。その方が先ほどの報告によると、6月に中林さん変わったということであるが、5月22日に副市長を退職した方ですよね。その方が6月に交替ということで、これはどこの理事会で決まったことなのか。

○保健福祉部指導監査課長（小松 浩）

- ・ 山本理事から中林理事に変更となった経緯についてだが、6月14日に理事会が開催された。ここでは、理事全員——他の役員、幹事、評議員もそうだが、任期満了を迎える時期ということで、一斉に改選を迎える時期となっている。このようなことから6月14日に理事会が開催され、山本理事から中林理事に変更ということが1つ整理された。最終的には6月27日に評議員会が開催され、正式に理事の変更が承認された。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 函館みらい会は民間の法人であるが、民間の法人に、副市長として就任していた方が、それも5月22日に退職して、6月14日に理事会で交替するということとなり、6月27日に承認されたと。行政の仕事をしていた方が函館みらい会に退職して1ヶ月も経たないうちに理事になるということはどうなのか。私は行政がかなり関与していくのかなと捉えてしまうように思うがいかがか。

○保健福祉部長（大泉 潤）

- ・ 函館みらい会の理事の交替についてだが、前副市長が6月14日に理事会で選任され、6月27日の評議員会で承認された。あくまで、そのとおりの事実であり、行政との関わりという話があったが、函

館みらい会という法人の中で適任である方を承認したということであるので、今後とも函館みらい会に対する適切な指導監督、みらい会とコンテ日吉のグループと連携しながらコンテ日吉の質を上げていくというスタンスに変わりはない。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 初めて聞いたので、今後様子を見たいと思う。函館みらい会のベルソーレであるが、先ほど定員100名に対して入居者数が69名から今68名に減ったと。入居者数が1名減ったということで、私も冬に見学させていただいて、職員が非常に頑張っている姿を見てきた。見てきたのだが、職員を確保するためにどういう努力をしてきたのか。あと、中国の学生を研修生として採用し、日本語学校を修了した後にベルソーレに来て、お手伝してくれているということで、中国の学生も職員数に1人というカウントではないにしても、カウントされているということなのだが、職員の確保のためにどのような努力をしてきたのか、それから、今の中国の研修生の対応についてはどういう状況なのか。

○保健福祉部指導監査課長（小松 浩）

- ・ 職員確保の取り組みについてであるが、施設オープン時から職員の確保が課題になっていた。法人側はハローワークはもとより、求人誌等に広告を挙げるなど、求人に向けての努力をしていると受けとめている。また、中国の学生についてであるが、当初12人の学生がパートタイマーとして勤めていた。現在は留学の任期等の関係もあり、12人全員がベルソーレからは退職している。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 12名がパートタイマーとしてカウントされていたようだが、退職した理由は何か。

○保健福祉部指導監査課長（小松 浩）

- ・ 詳細な退職理由の確認は取れていないが、日本語の研修留学ということで一定の期間に基づいて在留している経過があることから、在留期間が過ぎたためと聞いている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ この件についてはわかった。契約が切れたということで。特別養護老人ホームに関しては、本当に市民の皆さんは待ち望んでいる。コンテ日吉に特養ができるということで、市民の皆さんはいつ入れるのか、入れるのかと待ち望んでいるところに、なかなか定員に満たないで、今のところ68名ということで、努力はしているとは思いますが、今後、どういう方法で先ほど来、ハローワークにもいろいろ努力してもらっているようだが、今後、早急に定員を満たすための努力をどういう方法でしていくのか確認したい。

○保健福祉部地域包括ケア推進課長（小棚木 大輔）

- ・ 特別養護老人ホームベルソーレに限らず、介護人材の不足が深刻な状況となっており、本市では様々な介護人材の確保策を進めているところである。その中で即戦力となる人材の就労促進に向けて、介護サービス従事者養成事業を行ってきているほか、新たに潜在的な介護人材を対象とした介護のしごと就労マッチング事業を実施してまいりたいと考えているところであるが、各種事業を実施する中でエリア内の介護事業所の方々に積極的に参加の声かけをして、市の事業に参加してもらい、確保を図っていただいて、そういう面で支援してまいりたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ これ以上質問はしない。少し経過を見ていきたいと思う。

○吉田 崇仁委員

- ・ 私は久しぶりに民生委員会に戻ってきた。あの当時は華やかに福祉コミュニティエリアが福祉の拠点としてやると言っていた。まさかこのような情けない姿になっているとは思わなかった。まったくひどいものだ。本来であれば、善智寿会を公募で選んだ方々も大変責任が大きいのではないか。私は1点だけ聞きたいのだが、先ほど、藤井委員からも話があったが、サ高住の定員が29人に対して、入所者数がゼロ、職員数がゼロ、これはいったい何なのか。職員がいなければ入所も出来ない。こういう状態で指導できる立場の部長なのか。このままで黙っているのか。

○保健福祉部長（大泉 潤）

- ・ サ高住のアルバ、コリーナについては、今年の2月1日時点で2棟合わせて定員58人のところ約半数の28人が入所していたところである。同日時点で職員も24人が勤務していたが、今後、職員の確保が進めば、受け入れも順調に推移するものと期待されていたところである。しかし、2月下旬に、これまで職員確保の努力を続けていたが、確保の目途が立たず、また、報道にもあったが職員の退職もあったことから、運営継続が困難となったため、休止の相談を受けたところである。市としては、コンテ日吉内の施設でもあることから、運営継続のお願いをしてきたところであるが、なかなか具体的な進展がなく、最終的には3月25日に最後の入所者が退所したと伺っている。
- ・ アルバとコリーナの職員の退職は、先ほど地域包括ケア推進課長からも答弁があったように市全体の介護人材不足に大きく起因しているところが大きいと思っている。法人全体の介護人材の獲得ということにかかってくると考えているため、株式会社ハーモニーが抱えている事業所はアルバ、コリーナ以外にもあることから、全体の中でアルバ、コリーナの職員がゼロとなって運営されているということは、コンテ日吉に関わる者として大変残念である。今後とも情報共有をしっかりと行い、施設の再開についての協議や運営のお願いしてまいりたいと考えている。

○吉田 崇仁委員

- ・ 言いたくはないが、先ほど、エリア内にセイコーマートやツルハドラッグが入ったと話されていたが、商業施設というものは水ものである。採算が悪ければ撤退する。役所の建物とは違う。それを覚悟してやらなければならない。この程度の人数で果たしてツルハだ、アークスだというけれども、疑問を感じる。果たして採算が取れるのか。夢を語るのではなく、現実はもっと厳しく、補助を出している以上はやってほしいと思う。これ以上は言わない。

○浜野 幸子委員

- ・ 吉田委員に関連してだが、アルバ・コリーナは職員がいないということで、いろんな場所に転居していただいたという話だが、2月に自費で引っ越して入って、とにかくここを3月いっぱい出てくれと言われて、それも自費、そして、アパートを借り、函館みらい会のベルソールに入れていただいた人ではないという人はたくさんいたわけである。経過を言うのはいいが、行政として、月に何度か現地に行き、いろいろと見ているようではあるが、答弁を聞いているときれいごとが多くて、こんなの違うんじゃないかというものも、私は言いたくはないが、実態は実態だ。1年以上経っているし・・・また、役員についても、今、役員を抜けようとしている施設長もいるという情報も入っている。

2人くらい抜けて中林前副市長がお入りになったのではないかという現場の人からの話もある。公費を使って、みんなが希望した施設であるのだから、きれいごとばかりではなく、もう少し施設に対して厳しい指導をして、職員も3日いると辞めるという職場になっている状況を、行政はそういう面からももう少し手を加えてやってほしい。

- ・ 市が人件費を出しているセンターの活動であるが、資料に書いている内容はきれいごとで、表向きはこうであるが、あの施設にお金を出して運営しているほんの一部やったものを書いて、これに人件費を満足げに支払うということはいかがなものかと思う。2年間我慢して内容について話を聞いていたが、行政側が指導監査であれ、指導であれ、もう少し厳しいやり方をしなければ、この状態でいっただら、いつまでたっても絶対我々が希望している社会福祉法人にはなれないと思うので、しっかりともう一度見直してほしい。役員でも素人が多いということもあるので、その辺——サ高住について、みんな入りたいと希望している。出て行ったむなししい老人も多数いる。そういうことも考えて運営をしっかりとやってほしいと要望する。指導監査などの実態について、ちょっと内容が甘い。監査、指導を施設へもっときちんとした対応をしてもらいたいということに対しての意見を聞きたい。

○保健福祉部指導監査課長（小松 浩）

- ・ 大変厳しい言葉をいただいた。私も日頃事業所に対しては、自分で言うのもなんだが、厳しい対応をしていると思っている。経営事情に関しては、社会福祉法人であれば監査権限も及ぶので話をする機会もあるが、一方で、株式会社を初め民間法人に対しては経営状況に踏み込んで話がしづらいいという状況もある。いずれにしても、引き続き問題点の把握、さらにはその問題に対しての解決策について事業所や私どもの間で検討していきながら、1日でも早く福祉コミュニティエリアの関連施設が適正に、順調に運営できるよう努力をさせていただきたいと考えている。

○浜野 幸子委員

- ・ 厳しい意見だと自分でも思うが、2年間私なりに溜め込んでいた部分もあり、いつかきっと良い方向に向くという気持ちはずっと持っていた。この資料を見て、やっぱり何ら変わらないんだというむなしさを感じたので、大変厳しかったかもしれないが、運営をしっかりとするように指導をこれからも続けていただきたい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退出願う。

（保健福祉部 退室）

- ・ 議題終結宣言

2 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 次に、2のその他だが、私から1点、当委員会の所管事務調査について、相談させていただく。先の改選により、当委員会も、新たな委員構成となったわけだが、正副としては、今後の委員会活動の

中で、所管事務調査を効果的、かつ効率的に行っていきたいと考えている。委員会の調査事件として取り上げる項目について、各委員から、何か提案があれば、調査の趣旨、目的も含めて、ここで発言願いたい。発言あるか。(なし)

- ・ 調査項目について、今すぐに提案するという事は難しいと思うので、各委員におかれては、何か調査項目の案があれば、今月中旬を目途に事務局まで連絡し、本定例会終了後、改めて、委員協議会を開催し、協議していきたいと思う。もし、各委員から提案がなかった場合は、委員協議会の場で、正副から案を掲示し、相談させていただきたいと考えるが、いかがか。(異議なし)
- ・ 委員協議会の開催日程については、別途、相談申し上げますので、よろしく願います。
- ・ ほかに発言あるか。(なし)
- ・ 散会宣告

午前11時58分散会